

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画  
令和5年度事業点検・評価調書

3-4

3-4

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理		取組項目	文化財保護法に基づく保存管理
節			事業主体	佐渡市世界遺産推進課
事業(施策)名	4 法令・規則等に基づく文化財保護のための行政措置の徹底		関連団体	県文化課、佐渡地域振興局(地域整備部、農林水産振興部)、佐渡市社会教育課
事業実施期間	H28～R6			
事業概要	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財保護法に基づき、文化財(有形文化財・埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物・重要文化的景観等)の保存管理を行う。</li> </ul> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共事業を中心とした開発行為の把握や、関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市開発部局)との事前協議の徹底を図る。</li> </ul> <p>【本計画終了時点のゴール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令・規則等に基づいて、文化財保護のための行政措置等を継続して実施する。(定数的な目標値は設定しない。)</li> </ul>			
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共事業の開発担当者向けの文化財取扱い説明会を毎年度開催し、文化財保護制度の周知啓発を行った。</li> </ul> <p>また、市民や民間事業者に対しては、制度説明用パンフレットや市広報媒体(ホームページ等)を通じて、文化財保護のための手続きを周知した。</p>			
事業計画と実績	<p>【R5年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共事業を中心とした開発行為の把握や、関係機関との事前協議を行う。</li> <li>● 公共事業開発担当者向けの文化財取扱い説明会を開催し、文化財保護制度について関係者へ周知する。</li> </ul> <p>【R5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発行為の把握に努め、現状変更行為に伴う史跡17件、重要文化的景観1件について関係機関との事前協議を行った。</li> <li>● 県佐渡地域振興局において文化財取扱い説明会を開催し、制度の趣旨や手続きの流れなどを周知した。</li> </ul>			
課題・今後の取組	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 文化財保護のための行政措置について、公共事業のみならず広く関係者に周知していく必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 文化財取扱い説明会において制度の説明を行うとともに、各種広報媒体を利用し関係者へ情報を提供する。</li> </ul>			
事業評価	<p>【ゴールに対するR5末の達成度】 ◇ 本事業は、行政措置を継続していくものであり、累積的な目標は設定していないが、概ね計画どおりに進められ、一定の成果が得られたことからB評価とした。</p> <p>[ A ・ (B) ・ C ]</p>			

A: 予定を上回る進捗  
B: 概ね予定どおり  
C: 遅れている。